

参議院埼玉県選出議員 補欠選挙のお知らせ

投票日は10月27日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

問合せ 越谷市選挙管理委員会 0496-39276 (投票日当日は0496-39062)

選挙が10月27日(日)に行われます。年齢要件や住所要件は次のとおりです。

越谷市で投票できる方

次の要件を備え、越谷市の選挙人名簿に登録された方が越谷市で投票できます。

国籍・年齢要件

日本国民で、平成13年（2001年）10月28日以前に生まれた方

住所要件

①生まれてから引き続き投票日まで市内に住所を有する方
②転入した方：令和元年（2019年）7月9日以前に住民票が作成され、または転入届け出を済ませ、引き続き10月9日まで越谷市に住所を有する方

7月10日以降に市外から転入した方は越谷市では投票できません

令和元年7月10日以降に転入届け出をした方は、越谷市では投票できません。ただし、埼玉県内の他市町村から転入した方は、前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

**埼玉県内の市町村へ
転出した方**

令和元年6月26日以前に越谷市から転出した方は、越谷市で投票できません。

令和元年6月27日以降に越谷市から県内の市町村に転出された方で、新住所地への転入届け出が令和元年7月10日以降の方は新住所地で投票できず、越谷市で投票することになります。

*転出は、予定年月日で処理されます

埼玉県外の市區町村へ転出の場合は、取り扱いが異なります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください

市内で転居した方

令和元年9月20日以前に転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。9月21日以降に転居の届け出をした方は転居前の投票所で投票してください。投票所は入場整理券をご確認ください。

**投票所入場整理券は
封書で発送します**

入場整理券（投票日時や投票所を明記した案内）は、同一世帯（6名まで）を封書に入れ、9月20日現在の住所に発送します。

◆車椅子・スロープ 病気やけがで、歩くことが自由な方のために、車椅子・スロープが備えてあります（一部投票所を除く）。また、車椅子用の記載台も備えてあります。お困りのことがあれば、係員にお申し出ください。

◆代理投票 字を書くのに不便を感じる方、視力に障がいのある方は、係員が本人に代わって、投票用紙に記載する「代理投票」制度があります。係員に代理投票したいことをお申し出ください。

◆点字投票 視力に障がいのある方は、点字で投票することもできます。係員に点字で投票したいことをお申し出ください。点字器は投票所に用意しております。

選挙公報は新聞に折り込みます 10月中旬予定

期日前投票・不在者投票について

指定されている施設で行う方法

◆身体障害者手帳をお持ちで次の①～③のいずれかに該当する方

市内4カ所の期日前（不在者）投票所で行う方法

投票日当日に仕事や旅行、地域の行事、冠婚葬祭などのために、投票に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前（不在者）投票所は市役所のほか、新越谷駅、北部市民会館、イオンレイクタウン kaze に設けます。場所により投票期間・時間が異なりますので、ご注意ください。なお、新越谷駅期日前（不在者）投票所には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。入場整理券裏面の宣誓書に必要事項をご記入のうえお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。

転出先または滞在地の選挙管理委員会で行う方法

転出のほか、市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、不在者投票誓書兼請求書に必要事項を記入し、越谷市選挙管理委員会委員長宛に、

直接または郵送で投票用紙等の請求をしてください。請求に基づき郵送しますので、郵送された投票用紙等を持って、転出先会で投票してください。なお、郵送に日数がかかりますので、請求はお早めにお願いします。

投票用紙等の請求先

西343-8501埼玉県越谷市
越ヶ谷4丁目2番1号 越谷市選挙管理委員会委員長宛

指定病院、指定老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設で不在者投票ができます。投票用紙等の請求は、施設の長等にお早めに申し出してください。

越谷市内で指定されている施設は、次のとおりです。

越谷市立病院、南埼玉病院、北辰病院、新越谷病院、獨協医科大学埼玉医療センター、越谷誠和病院、慶和病院、順天堂越谷病院、南面、十全病院、介護老人保健施設憩いの里、葵の園・越谷、嘉祥園、越谷ホーム、介護老人福祉施設憩いの里、コスモ越谷、越谷なごみの郷、キヤンベルホーム、リバティガーデン、みちみち、憩いの里すこやか、越谷さくらの杜

◆戦傷病者手帳をお持ちで次の①、②のいずれかに該当する方
①両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が1級または3級の方
③免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級の方

◆身体障害者手帳をお持ちで次の①～③のいずれかに該当する方

①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の方
②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の方
③免疫、肝臓の障がいの程度が1級～3級の方

◆介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が要介護5の方
◆郵便投票証明書が必要です

投票用紙等の請求には郵便等投票証明書が必要です。お持ちでない方は申請してください。

*郵便等による不在者投票における代理記載制度について
方は、投票用紙等の交付請求書を添えて10月23日(水)までに請求してください。

身体に重度の障がい等がある、投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票ができる方は次のとおりです。

期日前投票所の場所・投票期間・時間は下記のとおりです

市役所 (第三庁舎1階会議室)	新越谷駅 (1階自由通路内)	北部市民会館 (1階ロビー)	イオンレイクタウン kaze (3階イオンホール)
<p>期日前投票所</p> <p>10月11日(金)～26日(土) 午前8時30分～午後8時</p>	<p>期日前投票所</p> <p>10月17日(木)～22日(祝)、午前9時～午後7時 10月23日(水)～25日(金)、午前9時～午後8時 10月26日(土)、午前9時～午後5時</p>	<p>期日前投票所</p>	<p>期日前投票所</p> <p>kaze3階</p>

*各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください